

SMBC China Monthly

第17号

2006年11月

編集・発行:三井住友銀行 中国業務推進部 営業情報グループ

<目 次>

10 月の主な動き・	
経済トピック	2006 年の実質 GDP 成長率は 10.6%に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	日本総合研究所調査部 副主任研究員 孟 芳
経済トピック	中国ビール業界の現況と今後の見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4~5
	三井住友銀行 企業調査部(上海) アナリスト 松田 岳大
制度情報	年間所得 12 万元以上は個人所得税を自己申告について
	・・・・・・・・・・・・・・・・6~8 日綜(上海)投資コンサルティング有限公司 副総経理 呉 明憲
制度情報	中国国内各地域の最低賃金引き上げ情況について
	・・・・・・・・・・・・・・・9~10 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社
中国ビジネスよろ	
	・・・・・・・・・・・・・・・11~12 SMBC コンサルティング(株) SMBC 中国ビジネス倶楽部事務局
金利為替情報	中国人民元 台湾ドル 香港ドル
	・・・・・・・・・・・・・・・・・13~15 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) マーケット・アナリスト 吉越 哲雄
講演会・セミナー	「中国セミナー」開催のご案内 ・・・・・・・・・・・・・16~17

10月の主な動き

日付	トピック
10月1日	国慶節の大型連休がスタート(~7日)、期間中の旅行者数は延べ1億3,300万人で、昨年同期比 19.3%増、観光収入は20.7%増の559億元、社会消費品小売総額の伸びは昨年同期(14.2%増)並
10月6日	国家外貨管理局は、上半期の国際収支を発表、経常収支の黒字は915億8,300万ドルで、前年同期比 で36.2%増加
10月8日	安倍晋三首相が首相就任後初の外遊で北京を訪問、胡錦濤国家主席、温家宝首相と会談
	中国共産党の第16期中央委員会第6回全体会議が北京で開幕(~11日)
10月10日	北京市の新しい副市長に、今年6月に「生活の堕落」を理由に解任された劉志華・前副市長らに代 わって丁向陽氏と陳剛氏が就任
10月11日	大連市政府は、大窯湾への保税港区設立が国務院から認可されたと発表、上海洋山、天津東疆に次ぐ 全国3番目の保税港区に
10月12日	税関総署は、9月の貿易黒字が152億9,700万米ドルに達したと発表、9月に次いで今年2番目に黒字が多い月に、1~9月では1,098億5,100万米ドル
	新華社電は、国務院が国家統計局の邱暁華局長を解任したと報道、後任は国務院発展研究センター副 主任の謝伏瞻氏、解任理由について同局報道官は19日に「規律違反の疑いで審査」と明らかに
10月13日	中国人民銀行は、中国の外貨準備高が9月末時点で9,879億米ドルに達したと発表、昨年同期比 28.5%の増加で、10月中の1兆米ドル突破がほぼ確実に
	中国汽車工業協会は、1~9月の自動車販売台数が昨年同期比25.0%増の517万台、生産台数が 25.7%増の528万3,200台だったと発表、生産、販売ともに500万台を突破
	劉少奇・元国家主席夫人で、60年代初めにファーストレディーとして活躍した王光美さんが死去。 85歳。
10月15日	中国を代表する国際見本市「中国出口商品交易会(広州交易会)」が開幕、1957年に第1回が開催 されて以来今回で100回目で、ブース数は3万1,408と過去最大規模に
	小売業の誇大広告などを禁止する法令「零售商促銷行為管理弁法」を施行、「在庫一掃大安売り」と いった誇大表示を行うなど違反した小売業者には、違法所得の3倍(最高で3万元)の罰金
10月19日	国家統計局は、7~9月の国内総生産(GDP)速報値を発表、昨年同期比実質10.4%増で、4~6月の11.3%増から0.9ポイント低下
10月24日	フランスのシラク大統領が訪中、25日に胡錦濤国家主席と会談、中国側はエアバス機170機の購入 や天津市にエアバスの組み立て工場を建設することを決定
	信息産業部は、今年9月末までの全国の携帯電話加入者が4億4,300万人に達したと発表、国民の3 人に1人が携帯を所持している計算に
10月26日	世界貿易機関(WTO)の紛争解決機関が、中国が定めた自動車の部品現地化の規定をめぐり、専門 家による審理を行うパネルを設置
10月27日	総資産で中国最大規模を誇る中国工商銀行が、4大国有商業銀行の3番手として香港で上場、初日の 終値は3.52HKドルで、公募価格より14.7%高、工商銀は上海の人民元建てA株市場にも同時上場
	財政部は11月1日から関税率を一部変更すると発表、高技術で生産効率の向上に有益な58品目の輸 入品の関税率を引き下げ、資源浪費や環境汚染が懸念される110品目の輸出品は関税率を引き上げ
10月28日	中国石油天然ガス傘下の新疆独山子石化で工事中に原油タンクが爆発し、13人が死亡
10月29日	日系航空 2 社が中国路線を増便、日本航空は成田~上海を1日4便に、全日空は関空~上海を1日2 便に
10月30日	中国と東南アジア諸国連合(ASEAN)の首脳会議を広西チワン族自治区の南寧で開催
10月31日	「2006年瀋陽世界園芸博覧会(花博)」が閉幕、今年 5 月からの会期中の入場者数は1,260万人を 超え、目標の1,200万人を突破
	「第100回中国出口商品交易会(広州交易会)」が閉幕、成約額は340億6,000万米ドルで、99回 比で5.7%、98回比で15.7%それぞれ増え、過去最高を記録
	4± +0+0 /4 NINIA 1 / /

情報提供元: NNA http://nna.asia.ne.jp/

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が等情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピック 2006 年の実質 GDP 成長率は 10.6%に

日本総合研究所 調査部 副主任研究員 孟 芳 TEL: 03 - 3288 - 5331

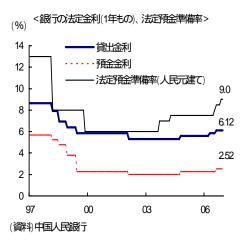
2006 年の実質 GDP 成長率は 10.6%に

06 年 1~9 月の実質 GDP 成長率は前年同期比 10.7%となった。投資抑制の強化により、7~9 月期 の成長率は同+10.4%と、4~6 月期(同+11.3%)より鈍化したが、高成長が続いた。投資と外需の拡大が引き続き経済成長を支え、通年の実質 GDP 成長率は前年比 10.6%となる見込みである。

まず、投資についてみると、全社会固定資産投資は前年比 26.5%増と、05 年(同 25.7%)をやや上回ることが見込まれる。06 年入り以降、生産過剰業種に対する新規投資の抑制、2回の利上げ、3回の銀行法定預金準備率の引き上げを実施したほか、温家宝首相は数回の国務院常務委員会会議において、投資抑制の強化を繰り返し指示した。一連の抑制策を実施したにもかかわらず、1~9月の全社会固定資産投資は前年同期比 27.3%増と高止まった。産業別では、投資過熱業種である鉄鋼(同 1.4%)、セメント(同 4.5%)の伸びが減速した一方、採鉱業全般、繊維・アパレル、化学製品、鉄道建設などの投資は同数十パーセント以上の伸びを続いた。

この背景には、 「第 11 次 5 カ年計画」の始動に伴い、「エネルギー」関連産業の育成が強化され、新たな投資需要をもたらしたこと、 収益追求から銀行が融資を積極化したこと、 民間企業の急成長により新規設備投資の需要を大きく増加し、行政手段による投資抑制の効果が弱まったこと、などがある。





個人消費について、年間の小売売上総額は前年比 13.7%増と、05 年の伸びより 0.8%ポイント上回る見込みである。1~9月の小売売上総額は前年同期比 13.5%増となった。うち、都市部の一人当たり可処分所得(実質ベースで前年同期比 10.0%増)の増加が小売売上げ(同 14.0%増)の拡大に寄与した。政府は 06 年以降、個人所得税徴収基準および最低賃金の引き上げ、定年退職者・公務員・国有企業従業員の賃金体制の見直しなどを行い、約1億2,000万人の収入増加が見込まれる。農村部については、農民の所得水準を改善させるために、政府は様々な減税措置、食糧生産への補助金の増加などを実施したものの、1~9月期の農民の一人当たり現金収入(同 11.4%増)の増加が 05 年の伸び率とほぼ同様となり、テコ入れの効果が限定的なものにとどまった。

外需についてみると、1~10月の輸出が前年同期比 26.8%増の 7,793 億ドル、輸入が同 20.9%増の 6,457 億ドルとなり、貿易黒字は 1,336 億ドルに急増した。通年では、輸出の 伸びが前年比 30%となる反面、輸入が同 20%程度の伸びにとどまる結果、貿易黒字は 1,700 億ドルの史上最高値となる見込みである。この背景には、欧米向け輸出需要の増加、生産過剰業種の輸出促進、政府の輸出増値税・関税・加工貿易品目関連の見直しに伴った 前倒し輸出の増加、投資抑制による国内需要の不足に伴う輸入の伸び悩み、などがある。

経済トピック 中国ビール業界の現況と今後の見通し

三井住友銀行 企業調査部(上海) アナリスト 松田 岳大

takehiro_matsuda@cn.smbc.co.jp

世界最大のマーケット

中国のビール市場は、堅調な経済成長に伴う所得水準の向上に加え、欧米風の食文化の浸透等を背景として、1998年以降、年率+7%弱のペースで拡大を続け、2005年の消費量は年間30百万トンに達し、世界マーケット全体の2割弱を占める最大規模となっている。

1 人当たりのビール消費量をみれば、中国は年間約22 リットル(2004年時点)と未だ日本(約51 リットル)の4割強の水準に止まっており、引き続き消費の伸びも見込まれる中、更なる需要の顕在化が期待されている。業界では、今後10年間も年率+6~7%のペースで需要は拡大し、今後の世界市場の伸びの略半分を中国市場が占めるとの見方もある。

図表 1 中国におけるビール消費量の推移



(資料)業界資料に基づき弊行作成

業界構造

(1)地域毎に分化した市場構造

1980年代には、 地元経済の振興を狙う各地方政府が税制面等で地元のビールメーカーを優遇する政策を打ち出したことに加え、広大な国土を有する中国では、 物流インフラが未整備であったこと、 地域毎に気候や味の嗜好が異なること、等から、全国各地にビールメーカーが乱立し、それぞれの地元で低価格製品を主体として高シェアを確保していた経緯もあり、中国のビール市場は地域毎に分化した構造となっている。

(2)進展する市場シェアの集中

1990年代からは改革開放政策が進展する中、有力地場メーカーが、地方政府や外資企業からの資金支援や技術指導を受けて品質を向上させると共に生産能力を増強した他、中小メーカーの買収も進めつつ業容を拡大してきた。

更に、先進諸国のビール市場が成熟化する中、ここ数年は、今後の成長戦略を模索している外資系大手ビールメーカーによる地場企業の買収も相次いだことから、1998 年時点で約800 社あったビールメーカーは足下では約400 社に半減した上、大手メーカーへのシェア集中も進んでおり、2005 年には上位10社の市場シェアが6割強に達している。

また、こうした歴史的な背景の下、現状、中国のビール市場は、外資系ブランドが中心の高・中価格帯と地場ブランド主体の低価格帯 ¹に大きく分かれている ²。

参入各社の動き

(1)拡大する外資系メーカーの影響力

外資系メーカーが中国市場に進出した当初は、ブランドが市場に浸透していなかった上、 高価格帯の市場規模が限定的であったことから、参入企業の多くは、各地域で相応の知名

 $^{^1}$ 各社によって基準は異なるものの、小売店の販売価格が大瓶 1 本 5 元 (約 70 円)以上が高価格、同 3 ~ 5 元 (約 42 ~ 70 円)が中価格、3 元 (約 42 円)未満が低価格製品として位置付けられている。

² 中国では、低価格帯のセグメントがビール市場全体の約8割を占めているが、所得水準が最も高い上海では、低価格帯が全体の約6割、中価格帯が約3割、高価格帯が約1割の振り合いとなっている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

度を有する地場メーカーへの出資や買収を通じ、地場メーカーブランドの低価格製品によりボリュームゾーンでのシェアを確保することに加え、技術力の向上や市場動向を見極め つつ、徐々に自社ブランドの中・高価格帯製品を市場に投入し、品揃えを拡充してきた。

2001/12月に中国がWTO加盟して以降、 外資系メーカーによる地場メーカーの買 収は更に活発化し、現在、外資系メーカーの中には、大手地場メーカーに並ぶ市 場シェアを押さえる先も出てきている他、 有力地場メーカーの多くが外資による出 資を受け入れている事例からも、中国の ビール市場では、外資系メーカーの影響 力が拡大してきていると言える。

図表 2 大手メーカーへの外資企業の出資状況

企業名	外資企業の出資状況
青島ビール	米アンハイザー・ブッシュ社が27%出資
華潤雪花ビール	英SABミラー社が49%出資
北京燕京ビール	-
哈爾濱ビール	米アンハイザー・ブッシュ社が買収
広州珠江ビール	ベルギーインベブ社が25%出資
重慶ビール	英S&N社が21%出資

(資料)業界資料に基づき弊行作成

(2)買収による業容拡大からの戦略転換

もっとも、各社の買収合戦には足下で一巡感がうかがえ、地場ビールメーカーの「売り」 案件が少なくなってきている他、買収に必要な投資額も高騰していることから、参入各社 が企業買収を通じて中国市場でシェア拡大を図ることは容易ではなくなってきている。

こうした中、ここ最近、大手メーカーの間では、既存の生産拠点への増産投資を進める他、営業網の開拓が進んでいない地域に工場を建設し、これを新市場攻略の拠点とする等、 自前の生産拠点を拡充し業容の拡大を図る戦略に軸足を移す事例も目立ってきている。

参入各社の抱える課題

足下では各地で既存メーカーと新規参入メーカーとの販売競争が激化していることから、 ビールメーカーは、各地域の市場特性及びターゲットとする価格帯に応じて競合他社との 差別化を図るべく、効率的な販売手法やブランド戦略を策定していく必要がある。

また、大麦等の原材料の他、電力をはじめとするエネルギーに関連するコストに加え、 燃料費や人件費等の増加に伴い物流コストも上昇基調を辿っている一方、製品への価格転 嫁は容易ではない。こうした中、大手ビールメーカー各社の収益力は低下してきている他、 小体先も含めたビールメーカー全体の約3割が赤字操業を余儀なくされているとの指摘も 聞かれているだけに、参入各社にとってコスト競争力の強化は喫緊の課題となっている。

更に、物流インフラの整備が充分でない中国では、ビールは常温で配送されることが一般的である上、小売店や飲食店でも、賞味期限や温度管理、陳列方法の他、ビールサーバーの取扱いやメンテナンスが徹底されておらず、品質や味を維持することは容易ではない状況にあるだけに、物流面でのオペレーションの改善も重要なポイントと言える。

今後の展望

以上の課題を踏まえ、今後参入各社が、中国市場で需要を手堅く取り込み業容を拡大しつつ、相応の収益を確保していくためには、

原材料調達コストの抑制・圧縮を図るため、自社の生産現法や出資先の地場メーカー 各社と原材料の共同購買を進めることによりバイイングパワーを強化すること、

傘下の各ブランドをセグメントに応じ整理統合すると共に、容器やラベルの規格化を 通じて、製造コストの削減や広告宣伝費の抑制を図っていくこと、

物流業者や商社等との協業を通じて低温物流網を構築する他、小売店・飲食店向けの研修制度を充実させることにより、優れた品質管理体制と高いブランド力を併せ持った質の高い販売網を構築していくこと、

といった施策に取り組んでいく必要があるものとみられ、今後の動向が注目される。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

制度情報 年間所得 12 万元以上は個人所得税を自己申告

日綜(上海)投資コンサルティング 有限公司 副総経理 呉 明憲 E-mail:meiken@jris.com.cn http://www.jris.com.cn

年間所得 12 万元以上は個人所得税を自己申告

2006 年 11 月 6 日付で『《個人所得税自己納税申告弁法(試行)》の印刷公布に関する通知』が公布され、年間所得 12 万元以上の個人は個人所得税を自己納税申告することが定められました。これは国籍を問わず適用されますので、一般的に所得水準の高い外国籍人員の多くが今後自己申告を行う必要が出てまいります。

以下に内容を取りまとめましたのでご参照ください。

1.納税者による自己申告

本通知におきまして、下表の1については《中華人民共和国個人所得税法 改正に関する決定》「にて規定した施行時期に従い、2006年1月1日より執行することになりますが、2~4については2007年1月1日より執行するとされております。

	ケース	納税時期・方法
1	年間所得が 12 万元以上	年度終了後の3ヶ 月以内に税務機関 に自ら納税申告を 行う
2	中国国内の二箇所以上から給与、賃金所得を 取得している場合	日常納税申告を行 う。課税所得を取
3	中国国外から所得を取得している場合	得したときに、規
4	課税所得を取得しているものの、源泉徴収義 務者がいない場合	定に期限内に主管 税務機関に納税申 告を行い納税す る。
5	国務院が規定するその他状況	いまだ不明確であ り別途規定がなさ れる予定

(1)年間所得12万元以上の納税人

年間所得 12 万元以上とは、個人所得税法で規定されている 11 の課税所得項目を指し、すなわち給与・賃金所得、個体工商戸の生産経営所得、企事業単位に対する請負経営、請負経営所得、役務報酬所得、原稿所得、特許権使用費所得、利息、配当金、配当所得、財産リース所得、財産譲渡所得、偶然所得、国務院財政部門が徴税の確定を経たその他所得が該当します。

そして年間所得 12 万元以上の場合は、源泉徴収で既に納税を完了している場合でも納税申告を行う必要があります。

(2) 免税となる対象所得

¹ 主席令 2005 年第 44 号: 2005 年 10 月 27 日公布、2006 年 1 月 1 日施行

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

年間所得計算時に以下の三つの所得については所得として計算する必要はありません。

- (ア)個人所得税法第四条第一項から第九項で規定されている免税所得²
- (イ)個人所得税実施条例第六条³で規定されている中国国外を来源とする所得。
- (ウ)個人所得税法実施条例第25条で規定されている国の規定に基づき、事業所が個人のために支払う、及び個人が支払う基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金。

2. 申告方法

複数の方法で申告を行うことができるとされております。 データ電文方式(ex:ネット申告) 郵便電報方式 直接主管税務機関へ申告 主管税務機関が規定するその他方式の申告

また、税務代理資質を有する仲介機構または他人に代理で申告することを委託できます。

ユ・水水の温度並

² 一. 省級人民政府、国務院部・委員会及び中国人民解放軍の軍級以上の機関、及び外国組織、 国際組織が交付する科学・教育・技術・文化・衛生・体育・環境保護等の分野の奨励金。

二、国債及び国が発行する金融債券の利子。

三.国の統一規定に基づいて支給される補助金、手当。

四.福利費、遺族手当、救済金。

五.保険の賠償金。

六.軍人の除隊手当、復員手当。

七.国の統一規定に基づいて発給する幹部、勤労者の転勤引越手当、退職金、退職後給与、 離職後給与、離職後生活補助金。

八.わが国の関係の法律の定めに基づき免税とされている各国駐中国大使館、領事館の外交 代表、領事官員及びその他の人員の所得。

九 .中国政府が参加している国際条約、締結している協定の中で免税と定められている所得。

十.国務院財政部門が免税を認可している所得。

³ 中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、その者の中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の許可を受けたうえで、中国国内の公司・企業及びその他の経済組織または個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納付することができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からその者の中国国外を源泉とする全所得について個人所得税を納付しなければならない。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

3. 申告場所

所得を取得するケースに応じて申告場所が以下の通り定められます。

, _	± 4.10 cc
ケース	申告場所
中国国内に勤務、雇用単位がある場合	勤務、雇用単位所在地の主管地税機関
中国国内で二箇所以上の勤務、雇用単	選択した一方の単位の所在地の主管地
位がある場合	税機関(固定する必要あり)
中国国内に勤務、雇用単位がなく、年間所得項目の中で固体工商戸の生産・	選択した実際経営所在地の主管地税機 関
経営所得または企・事業単位に対する	
請負経営、請負経営所得がある場合	
中国国内に勤務、雇用単位がなく、年	戸籍所在地の主管地税機関
間所得項目の中で生産・経営所得がな	
い場合	
中国国内に戸籍があるが、戸籍所在地	選択した一方の場所の主管地税機関
と中国国内の経常居住地が一致しない	
中国国内に戸籍がない場合	中国国内の経常居住地の主管地税機関

経常居住地とは、納税者が戸籍所在地を離れてから最後に連続して一年以上居住した場所のことをいいます。

4. 二箇所以上から給与・賃金所得を取得している場合の申告方法

納税人は中国国内の二箇所以上から給与・賃金所得を取得している場合、所得を取得した翌月7日以内に、雇用単位が所在するいずれか一方の主管地税機関を選択・固定して納税申告を行うことになります。

5.中国国外から所得を取得している場合

納税年度終了後30日以内に、中国国内戸籍所在地の主管地税機関で申告を行う必要があります。中国国内に戸籍があるものの、戸籍所在地と中国国内の経常居住地が一致しない場合、いずれか一方を選択・固定して当該地の主管地税機関で申告を行うことになります。中国国内に戸籍がない場合、中国国内の経常居住地の主管地税機関で申告を行うことになります。

制度情報 中国国内各地域の最低賃金引き上げ情況について

上海華鐘コンサルタントサービス 有限会社

TEL: (021)6467-1198

http://www.shcs.com.cn

中国国内各地域の最低賃金引き上げ情況について

- Q:近年、中国の最低賃金も徐々に引き上げられているようですが、具体的な引き上げ率は どのくらいになるのでしょうか。主要地域の最低賃金引き上げ情況を教えてください。
- A:中国政府は、国民の所得格差の是正に力を入れ始めており、一部地域では引き上げ率が 40%以上の地域もあります。これまで企業の進出が盛んであった華東地区を見ても、沿 海部より内陸に入った地域の引き上げ率が高い現象が起きています。

2006年10月8日から11日 にかけて開催された中国共産 党第十六期中央委員会第6回 会議(六全会)でも発表された ように、中国政府は今後2020 年までに 発展格差の拡大を 是正し、 合理的な収入分配 家庭財産の普遍 を形成し、 的増加を目指し、 人民のよ リハイレベルな「小康生活」を 送れるよう、 社会保障体系 を確立 することを目標に しており、中国政府は、これ ら目標を達成するために、今 後一段と労働者の最低賃金を 引き上げると思われます。

1. 最低賃金とは

最低賃金とは、各地方政府 が本人および扶養家族の最低 レベルでの生活を保障し、社 会レベルや就業情況などを総 合的に考慮して確定されるも 主要地区の最低賃金と引き上げ率

工女心匹の取職員並と引き上げ十									
東北・華北									
北京市	640元(580元)	10.3% 保険など含まず							
天津市	670 元(590 元)	13.5%							
遼寧省	600 元(450 元)	33.3%							
吉林省	510元(360元)	41.7%							
黒龍江省	438元(360元)	21.7% 保険など含まず							
	華勇	Į.							
上海市	750元(690元)	8.7% 保険など含まず							
江蘇省	750元(690元)	8.7% 保険など含まず							
浙江省	750 元(670 元)	11.9%							
山東省	610元(530元)	15.1% 保険など含まず							
安徽省	520元(410元)	26.8% 保険など含まず							
	華南均	也区							
福建省	650元(600元)	8.3%							
広東省	780元(684元)	14%							
(深セン)	810元(690元)	17.4%							
	内陸								
重慶市	580元(500元)	16% 保険など含まず							
四川省	580 元(450 元)	28.9%							

各データは、直轄市中心地区または省都中心地区の最低賃金。同一市内で分類が分かれる場合は最高額のものを記載。 カッコ内は引き上げ前の最低賃金。

ので、残業や休日出勤手当、夜勤手当、高温(低温)手当、危険個所や有害物質などの特殊 作業環境での就業手当、食費、出退勤交通費、住宅手当などは含まれていません。

2. 最低賃金引き上げ率の分析

右の表は今年になって発表された最低賃金額とその引き上げ率(地域によっては毎年更新)です。東北地区では、外資系企業が多く集まる大連を有する遼寧省と遼寧省から内陸に入った吉林省の引き上げ率が高くなっています。華東地区では、中心地となる上海よりも、その周辺地区である浙江省や安徽省の最低賃金引き上げ率が高く、賃金格差が徐々に狭まっていることが見られます。また、中部大開発によって、内陸部への外資導入が奨励されたことに影響してか、中国唯一の内陸直轄市である重慶や隣接する四川省の最低賃金引き上げ率も高くなっています。

なお、表は代表的な例を取り上げていますが、例えば広東省の広州市においては地区によって最低賃金はそれぞれ異なりますので、注意していただくことが必要です。

3. 最低賃金引き上げによる影響

中国が改革開放路線を歩み始めて約20年が経ちますが、初期から中期にかけての外資系企業の中国進出目的は、「豊富な労働力」、「安価な労働力」の確保であり、労働集約型の企業の進出が多く見られました。

しかし近年、中国政府は外資誘致の方針を、先進技術の導入、高付加価値産業の誘致へと変更しつつあり、付加価値の低い産業の進出を歓迎しておらず、これまで、安い労働力を求めて中国へ進出した企業は、経営方針の変更を迫られることが予想されます。

中国ビジネスよろず相談 中国子会社からの利益回収のポイント

S M B C コンサルティング (株) S M B C 中国ビジネス倶楽部事務局 TEL:03-5211-6383

三井住友銀行のグループ会社である SMBC コンサルティング㈱の中国ビジネス倶楽部は、11 月 13 日(月)に第 16 回中国ビジネス研修会「事例別解説:日中親子間の税務問題」を開催しました。この研修会は、東京:8月28日(月) 大阪:8月30日(水)名古屋:8月31日(木)に開催された研修会が好評であったため、東京会場で追加開催されたものです。

研修会では、公認会計士 / (㈱東京マイツ取締役、上海マイツ諮詢(有)シニア・マネージャーの工藤敏彦(くどう としひこ)氏より、中国に現地法人を有する日本企業に発生する様々な親子間の税務問題について事例別にポイントを解説して頂きました。研修会には約70名のお客様にご出席頂き、大変ご好評を頂きました。

今回は、工藤敏彦先生の講義内容から、特に皆様の関心の高かった「中国子会社からの利益回収のポイント」についてご紹介致します。

【中国子会社からの利益回収のポイント】

中国ビジネス倶楽部主催【追加開催】第 16 回中国ビジネス研修会「事例別解説:日中親 子間の税務問題」研修会資料より一部抜粋

<1.中国子会社からの利益回収の方法>

配当金、 ロイヤルティ、 コンサルティングフィー、 コミッション(営業手数料など)、 利息収入、 原材料・製品・設備の売買、 経費負担の見直し、 機械・設備に対するリース料

外貨送金問題と税務問題が発生する可能性がある。

<2.利益回収と外貨送金の問題>

- ・貿易取引に関しては「報関単(通関報告書)」などの必要書類を提出すれば外貨送金は問題無し。
- ・配当についても外貨送金の問題は無し。
- ・物品の移動を伴わない無形資産取引、役務提供取引など貿易外取引の外貨送金には厳し い制約あり。
- ・外債登記の無い外貨建債務は送金不可。
- ・海外の会社の立替金の送金は原則不可。但し最近(2006 年 5 月以降)、緩和傾向にある。
- ・貿易送金に関する外貨の事前購入が可能に。
- ・10 万米ドル以下のサービス貿易項目外貨支払は銀行審査のみで可能に。 (従来は5万米ドル以下。2006年5月以降10万米ドル以下に)

<3.配当金の受取>

- (1)配当金送金必要書類
 - 監査済み年度決算書 配当決議を付した董事会議事録 納税証明書
- (2)中間配当金は可能。
- (3)外国税額控除の恩典あり。

<4.みなし外国税額控除(タックス・スペアリング・クレジット)>

所得の源泉地国において、優遇税制の適用により減免された税額を支払済みであるとみなして、日本の法人税の計算上外国税額控除を認める制度である。中国など発展途上国が、自らの経済開発の促進のため、先進国等からの投資に対して、優遇措置を適用しているにもかかわらず、日本の親会社に対して配当等の形で利益を還元した場合、通常の外国税額控除方式を適用すると、発展途上国で減免された税額は、日本における税収増となってしまう。このようなことを避けるために、この制度が設けられている。

<5.ロイヤルティ、コンサルティングフィーの受取>

- (1)特許権、商標権使用料
- (2)技術指導契約

指導契約が6ヶ月を超えるとPE課税認定の問題が発生=個人所得税の問題

<6.ロイヤルティなどの税務処理について>

例:中国子会社から日本親会社へ1,000のロイヤルティ送金のケース

中国側 支払手数料 1,000 / 預金 1,000

支払額 1,000 の内、営業税 50、企業所得税 95 の納税後の 855 を日本に送金

日本側 預金 855 / 受取手数料 1,000

租税公課50

法人税等 95

ハイテク技術の場合は、営業税、企業所得税免税

(企業所得税実施細則66条、国税函[2004]1210号)

<7.技術指導と PE 課税>

PE 課税認定要件となる「6ヶ月を超える技術者派遣」とは、一人一人は6ヶ月以内であっても、派遣業務が6ヶ月を超えていれば対象となる。

恒久的施設が存在しているものとみなし企業所得税、営業税が課税される(推定利益課税方式で課税:営業税5%、企業所得税33%が推定利益に対して課税)。

派遣技術者が183日未満の短期滞在者であっても、給与が恒久的施設の費用として負担されているとみなされるため、個人所得税が課税される。

(中国個人所得税 > 日本所得税 (全額外税控除不可))

以上

講師略歴:工藤敏彦氏

公認会計士/㈱東京マイツ取締役、上海マイツ諮詢(有)シニア・マネージャー

(㈱東芝香港駐在を経て、1990 年 KPMG センチュリー(現新日本監査法人)に入社。1994 年公認会計士 登録後、上海事務所勤務。1999 年 K P M G 税理士法人に移籍、国際税務を主体としたコンサルタントと して活躍。2003 年㈱マイツ入社と同時に、上海マイツ諮詢有限公司駐在。 税務調査、移転価格税制、 財務調査などの業務を担当。

【中国ビジネス倶楽部からのお知らせ】

中国ビジネス倶楽部では、第 19 回中国ビジネス研修会「中国現地法人の決算対策と配当政策決定」を東京:11月29日(水) 大阪:11月24日(金) 名古屋:11月28日(火)の日程で開催致します。詳細は SMBC コンサルティング㈱中国ビジネス倶楽部事務局までお問い合わせ下さい。

(連絡先)TEL:03-5211-6383(担当:三宅、佐藤)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



CNY-中国人民元

三井住友銀行 市場営業統括部 マーケット・アナリスト吉越 哲雄

年末までは年率4%の上昇~アジア通貨が下落基調を強める来年第1四半期はやや下落:輸入の動向に注目 為替相場·政策金利予想表

(データ出所: SMBC Singapore, Bloomberg)

As of 11-14-06

		大校	ド ドル			政策金利					
	11	1USD=CNY 市場予想24名			100JPY=CNY			10	NY=JPY	1年物貸出基準金利	
	四半期末値	レンジ		11月14日現在	四半期末値	レン	゚ ジ	四半期末値	レン	ジ	四半期末値
Spot	7.8672	-	-	-	6.6926	-	-	14.94	-	-	6.12%
06Q4	7.8450	7.7850	7.8750	7.8100	6.8220	6.5400	7.1200	14.70	13.50	16.00	6.12%
07Q1	7.8500	7.7850	7.8600	7.7400	6.5420	6.3950	7.1200	15.30	13.50	16.00	6.39%
07Q2	7.7950	7.7400	7.8600	7.6600	6.7200	6.3950	7.0150	14.90	14.00	16.00	6.39%
07Q3	7.7000	7.6450	7.8050	7.5600	6.8140	6.5650	7.1100	14.70	13.50	15.50	6.39%
07Q4	7.6500	7.5950	7.7100	7.5200	6.9550	6.6600	7.2600	14.40	13.50	15.50	6.39%
08Q1	7.6500	7.5950	7.6600	-	6.7700	6.6150	7.2600	14.80	13.50	15.50	6.39%

「市場予想 社」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値で、 は調査対象機関数を示す。日付は直近の対象機関の予想が算入された日付。 他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

為替·株価推移

(データ出所:Bloomberg)

米ドル/人民元年初来日足



円/人民元年初来日足



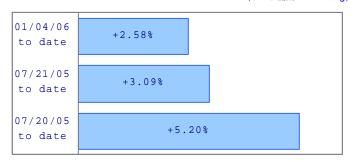
上海総合株価指数年初来日足



騰落率

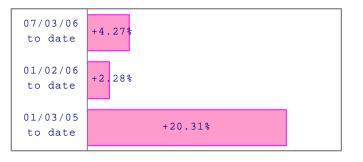
人民元対米ドル

(データ出所: Bloomberg)



人民元対円

(データ出所:Bloomberg)



名目実効為替相場推移

(2002年初 = 100)





コメント

11月14日までの17営業日で人民元は年率換算で6.71%という非常に高い上昇ペースを記録。このペースが続けば年末までに7.7980近辺まで上昇する計算となるが、今後、第1四半期末までにアジア通貨が弱含む動きに転じ、人民元も限界的には連れ安することも少なくないと見ていることから、年末は7.8450を予想(年率換算約4%の上昇)。気になるのは10月に観察された輸入の急減速(9月の前年同月比+22.0%から同+14.7%へ)。今のところは輸出減速の前触れと見ているが、構造的に中間財輸入が国内財にシフトしつつある兆候であるとすれば、10月に238.3億米ドルまで膨れ上がった貿易黒字がさらに拡大する恐れもある。仮にそうだとすれば、元の上昇速度はこれまで以上に加速せざるを得ないであろう。



TWD-台湾ドル

三井住友銀行 市場営業統括部 マーケット・アナリスト吉越 哲雄

来年第1四半期にかけて下落基調となろうが下落幅は限定的と予想:12月初旬の台北·高雄市長選に注目 為替相場·政策金利予想表

(データ出所:SMBC Singapore, Bloomberg)

As of 11-14-06

		対米	ドル			政策金利					
	1USD=TWD 市場予想19社			100JPY=TWD			17	TWD=JPY	再割引金利		
	四半期末値 レンジ 11月14日現		11月14日現在	四半期末値	レンジ		四半期末値	レン	' ジ	四半期末値	
Spot	32.76	-	-	-	27.87	-	-	3.5876	-	-	2.625%
06Q4	33.40	32.00	34.00	32.50	29.00	27.50	30.00	3.4430	3.3500	3.6650	2.625%
07Q1	34.20	32.50	34.50	32.00	28.50	28.00	30.00	3.5090	3.3500	3.5850	2.500%
07Q2	33.40	32.50	34.50	31.80	28.80	28.00	29.50	3.4730	3.3750	3.5850	2.375%
07Q3	32.80	32.00	34.00	31.40	29.00	28.00	30.00	3.4450	3.3500	3.5450	2.250%
07Q4	32.00	31.00	33.00	31.10	29.10	28.50	30.00	3.4380	3.3450	3.5200	2.125%
08Q1	32.70	31.00	33.00	-	28.90	28.50	30.00	3.4560	3.3450	3.5300	2.125%

「市場予想 社」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値で、 は調査対象機関数を示す。日付は直近の対象機関の予想が算入された日付。 他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

為替·株価推移

(データ出所:Bloomberg)

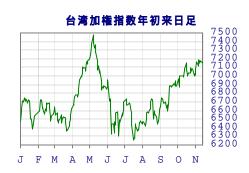
米ドル/台湾ドル年初来日足



円/台湾ドル年初来日足



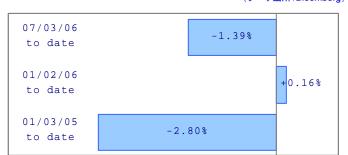
加権指数年初来日足



贈莈寙

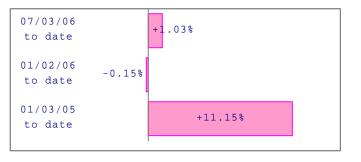
台湾ドル対米ドル

(データ出所: Bloomberg)



台湾ドル対円

(データ出所:SMBC, Bloomberg)



名目実効為替相場推移

(2002年初 = 100)





コメント

アジアの中では円に次いで短期金利が低くかつ長短の金利差が非常に小さい台湾ドルは、国内機関投資家が外債投資を活発化、投機筋がキャリー取引の調達通貨として用いる結果、5月以降、周辺国通貨の動きと逆行して大きく弱含んだ。11月に入ってやや大きめの上昇に転じているが、これは台湾ドル売り、高金利アジア通貨買いというキャリー取引の巻き戻しが出ていることが大きい。巻き戻しの動きはしばらく続くと見られ、来年第1四半期末にかけてアジア通貨が下落する局面においては台湾ドルも連れ安するものの下落幅は限定的となろう。12月9日に実施される台北・高雄市長選挙は混乱の材料となり得る。陳総統が早期辞任する事態となった場合、後任にかかるリスクが大きく、むしろ台湾ドル・ネガティブ。



HKD-香港ドル

三井住友銀行 市場営業統括部 マーケット・アナリスト吉越 哲雄

過剰流動性を背景とした金利差裁定取引による香港ドル売りが出易い環境が続くか 為替相場・政策金利予想表

(データ出所: SMBC Singapore, Bloomberg)

As of 11-14-06

		长校	ドル				政策金利				
	1USD=HKD 市場予想18社				100JPY=HKD			1н	KD=JPY	HKMAベース・レート	
	四半期末値 レンジ		′ジ	11月14日現在	四半期末値	レン	' ジ	四半期末値	レン	ジ	四半期末値
Spot	7.7859	-	-	7.7700	6.6232	-	-	15.10	-	-	6.75%
06Q4	7.7950	7.7800	7.8100	7.7600	6.7780	6.5050	7.0600	14.80	14.00	15.50	6.75%
07Q1	7.8000	7.7900	7.8150	7.7500	6.5000	6.3850	7.0600	15.40	14.00	15.50	6.75%
07Q2	7.7550	7.7500	7.8150	7.7500	6.6850	6.3850	6.9650	15.00	14.50	15.50	6.50%
07Q3	7.7550	7.7500	7.7700	7.7500	6.8630	6.5650	7.1500	14.60	14.00	15.50	6.25%
07Q4	7.7550	7.7500	7.7700	7.7500	7.0500	6.7400	7.3450	14.20	13.50	15.00	6.25%
08Q1	7.7700	7.7500	7.7850	-	6.8760	6.7550	7.3450	14.50	13.50	15.00	6.25%

「市場予想 社」はBloombergが集計した金融機関等の予想値の中央値で、 は調査対象機関数を示す。日付は直近の対象機関の予想が算入された日付。 他の予測はSMBCシンガポールによるもので、為替相場については四半期末相場と当該期間における想定値幅を、政策金利については前者のみを付した。

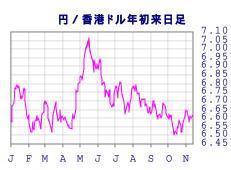
為替·株価推移

(データ出所:Bloomberg)

米ドル/香港ドル年初来日足



円/香港ドル年初来日足



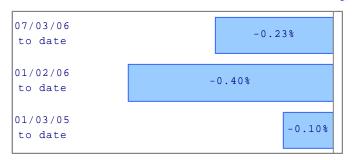
ハンセン指数年初来日足



贈莈來

香港ドル対米ドル

(データ出所: Bloomberg)



(2002年初 = 100)

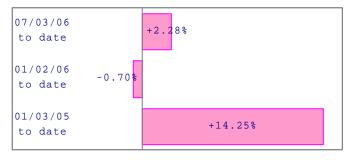
名目実効為替相場推移





香港ドル対円

(データ出所:Bloomberg)



コメント

10月に実施された中国工商銀行による過去最大規模の新規株式公開 (IPO)前後では大量の資金流入を受けて、香港ドルは一時的に強含んだものの、基本的には短期流動性が過剰である結果、香港ドルの金利が米ドル金利を下回る状況が常態化しており、金利裁定取引に伴う香港ドル売りがが出易い展開が続いている。香港ドルは米ドルにペッグしており、7.75~7.85という狭い範囲での取引しか認められないことから、為替リスクをほぼ気にせずに金利裁定取引を行うことができるため、ファンド等の大口取引が出ている模様。両通貨の金利差は理論的にはゼロに収束するはずであり、通貨当局にとっては頭の痛い問題であろうが、下限交換相場である7.85は遠く、昨年5月のように政策対応がなされる可能性は低い。

「第3回北京-日本投資促進フェア」開催のご案内

第1回(2004年10月、北京開催) 第2回(2005年12月、東京開催)の成功を受け、北京と日本企業間の経済、技術等の交流と協力をより一層促進するため、本年11月28日(火)14:00~17:00、東京・高輪プリンスホテルにて「第3回北京-日本投資促進フェア」を下記の要領にて開催する運びとなりました。

今回のフェアは、ハイテク産業、サービス業、製造業などの分野で日本企業と北京との協力の可能性を幅広く開拓し、投資促進を図ることを目的として、「北京投資説明会」のほかに幅広い内容の「分科会」を開催致します。更に、投資に関する個別相談窓口を開設し、皆様の北京進出のお手伝いを致します。

北京からは、北京市人民政府関係部局(商務部、北京市工業促進局、北京市投資促進局等)のほかに関係企業・団体他 50 名前後が来日し、日本企業の皆様とビジネスマッチングを図る予定です。

ご参加ご希望の方は、11月27(月)迄に本メールの返信にてお申込み下さい。

宛先 China_review@dn.smbc.co.j

【開催要領】

- 1.日 時:2006年11月28日(火)14:00~17:00(受付は13:15から)
- 2 . 場 所:高輪プリンスホテル <住所>東京都港区高輪 3-13-1 03-3447-1111代)
- 3.次 第:

開幕式・北京投資説明会 14:00~15:00 = 地下1F「プリンスルーム」 分科会 15:15~17:00

電子産業の協力と発展シンポジウム = 地下 1F「ロイヤルルーム」 北京の商業環境と外国企業投資商業分野に関する政策説明会

= 地下 1F「クラウンルーム」

デジタル・エンタティメント産業協力シンポジウム = 地下 1F「アメジスト」 ソフトウェア産業の協力と発展シンポジウム = さくらタワーN1 - 4 個別相談窓口 14:00~17:00 = 地下 1F コンベンションロビー

- 4.参加費:無料
- 5.主 催:北京市人民政府(商務局、工業促進局、投資促進局)財団法人日中経済協会
- 6.協 賛:三井住友銀行、みずほフィナンシャルグループ、三菱東京 UFJ 銀行、野村證券、 日本国際貿易促進協会、ジャフコ
- 7.後 援:中華人民共和国駐日本国大使館、独立行政法人日本貿易振興機構(予定)、 日本商工会議所(予定)、日中投資促進機構、日中経済貿易センター

<投資フェアに関するお問合わせ先>

日中経済協会業務部 TEL:03-5511-2512 FAX:03 5511 2519

「第3回北京-日本投資促進フェア」 参加申込

参加プログラムのご選択:ご希望に をお付けください。 () 開幕式・北京投資説明会 14:00~15:00 (受付は13:15から)

分科会 15:15~17:00

() 電子産業の協力と発展シンポジウム	٦
--	---

() 北京の商業環境と外国企業投資商業分野に関する政策説明会

() デジタル・エンタティメント産業協力シンポジウム

() ソフトウェア産業の協力と発展シンポジウム

() 個別相談窓口 14:00~17:00

貴社名部署名ご芳名役職名

住 所

電 話 FAX

e-mail

当行取引部店

【プログラムについてご説明】

説明会 14:00~15:00

開幕式及び北京投資説明会 = 高輪プリンスホテル 地下1F「プリンスルーム」 北京側と日本側の双方のトップによる挨拶につづき、日本企業との協力分野に関する 北京市の主な考え方を紹介します。また、北京市の都市発展計画、産業誘致の方向性、 発展の可能性、投資環境、豊富な資源の優位性及び支援政策について紹介を行います。 分科会 15:15~17:00 於:高輪プリンスホテル

電子産業の協力と発展シンポジウム = 地下1F「ロイヤルルーム」

北京の電子情報産業、電子産業のR&Dの現状と発展の将来性及び重点発展区域、

協力プロジェクトに関する推薦・紹介を行い、また、商談とマッチングを行います。

北京の商業環境と外国企業投資商業分野に関する政策説明会

=地下1F「クラウンルーム」

北京の商業投資環境と将来性、外国企業投資商業分野の規定及び最新の関連政策の解説、 北京における日本の商業企業の経営経験を紹介すると共に、質疑応答を行います。

デジタル・エンタティメント産業協力シンポジウム = 地下1F「アメジスト」 北京のアニメ、インターネット及びモバイルゲーム産業の現状、ビジネスチャンスと発展の 将来性を紹介し、デジタル・エンタティメント産業基地を推薦・紹介します。更に、日本 企業からアニメとデジタル・エンタティメント産業の投資発展方法と経験を紹介していただ き、北京と日本企業との協力を促進します。

ソフトウェア産業の協力と発展シンポジウム = さくらタワーN1-4 北京のソフトウェア産業発展の良好な環境と優位性を紹介し、北京と日本のソフトウェア 産業の協力を拡大し、北京ソフトウェア産業パークの国際化プロセスを推進します。

投資個別相談窓口 14:00~17:00 = 地下1Fコンベンションロビー 北京の投資環境、誘致産業の方向性と発展、企業設立における政府の許認可プロセス と必要事項等に関するコンサルティングを行います。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供先が保証するものではなく、また掲載された内容は作成時点のものであり、変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供先はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。